

# 第8回 総務・広報委員会の概要

## (職域総合部会常設委員会)

**I 日 時** 平成21年11月19日(木) 13:30～17:00

**II 場 所** 日本獣医師会・会議室

### III 出席者

<b>【委員長】</b>	大森 伸男	日本獣医師会専務理事・職域総合部会長
<b>【委員】</b>	井上 亮一	横浜市獣医師会常務理事
	岩田 颯三	千葉県獣医師会参与
	郷野 栞	東京都獣医師会理事
	鈴木 源一	和歌山県獣医師会理事
	高橋 徹	北海道獣医師会副会長
	林 繁雄	埼玉県獣医師会常務理事
	東中川正和	鹿児島県獣医師会事務局長
	水下 健次	新潟県獣医師会専務理事
	山口 眞譽	青森県獣医師会理事
	山下 稔	岡山県獣医師会常務理事
	渡部 孝義	愛媛県獣医師会常務理事

### IV 議 事

- 1 新たな公益法人制度への対応 (説明・協議)
- 2 獣医師会組織の基盤強化対策 (説明・協議)
- 3 その他

### V 会議概要

開会にあたり、大森委員長から、10月3日に開催した動物感謝デー in JAPANにおいて、全国地方獣医師会に尽力いただいたお礼。また、本委員会は、新公益法人制度移行の問題について各地方獣医師会で事務局を所掌している役員を中心に構成し、実際の移行に係る事務の課題を共有しながら解決策について議論を行い、各ブロックの地方獣医師会にフィードバックする目的で1年半前に組織された。6月に前委員会委員の任期が終了し、新たな委員を今回委嘱させていただいた。おそらく新公益法人移行についての事務対応の陣頭指揮を取らなければならない立場にいる方ばかりである。この1年間、地方獣医師会、本会が一致団結して公益認定に向け体制整備を行っていくとともに獣医師会組織の結束強化にも取り組んで行きたい。本委員会では、これらの課題をよりよい方向に導くため議論を尽くさなければならない旨の挨拶があった。

挨拶のあと、事務局から委員の紹介が行われた。

## 1 新たな公益法人制度への対応

### (1) 委員会検討に当たっての課題及び現状（各委員からの報告と説明）

大森委員長から、「委員会検討に当たっての課題及び現状等」について各委員から課題と考えている事項、また、対応について事前に提出いただいているので、各委員からの説明の後、協議を行いたい。後半は、事務局から「本部と支部の関係」、「学会運営のあり方」を含めて説明し、協議を行いたい旨が告げられた。

以後、各委員から順番に「委員会検討に当たっての課題及び現状等」について説明が行われ協議がなされた。主な説明、質疑等は下記のとおり。

ア A 獣医師会では、勤務獣医師に議決権を与えることについて開業者等の会員から理解が得られないが、明確な理由がない限り勤務獣医師に対し議決権を与えなければならないと県から指導があった。本部と支部の問題については、経理を一体化しなければならないが、各支部で独自の事業、独自の会費を集めていることから経理の一体化は困難である。したがって、支部規程等を新たに作成し、支部を他の同一団体として位置付け、親睦や厚生事業のような共益的事業を行うよう整理する。

上記の説明に対し、大森委員長から、「本部の立場から申し上げると組織の結束強化の話から弱体化することだけは避けなければならない。結束強化の方向を確保した上で、本部と支部の関係について議論する必要がある。結果として結束が弱まるような対応をあえて選択する必要はないのではないか。現状の本部と支部の関係を維持することで先ず論議を深めていただきたい」との発言がされた。

イ B 獣医師会では、支部の活動は支部独自の活動という考えの下、定款上に支部の位置づけを明確にせず、本部のみの公益認定申請を行う予定である。ただし、今後を見据えて本部、支部の会計経理の整合性を図るために、会計経理のひな形を本部で作成し、ひな形に基づく会計経理について支部から本部に報告するようにしたい。また、狂犬病予防注射事業（以下「狂注事業」という。）は、現在、市町村長と支部が個々に契約を締結している。今後は、個々の獣医師が本会と委託契約を締結するような形態を検討している。

上記の説明に対し、委員から「B 獣医師会では、狂注事業に関わる収入はどうなっているのか」との質疑がなされた。本件に対し「B 獣医師会が狂注事業として実施するのは、狂犬病予防法に基づく周知徹底等広報部分のみの事業である。狂注事業に関わる収入の95%は各支部に事業として交付している」との回答がなされた。

大森委員長から、「狂注事業を獣医師会事業としてどの範囲まで実施するかについての議論が必要である。地方獣医師会事業として行う狂注事業を公益目的事業として位置付けることは全ての地方獣医師会が一致している話である。そのため、狂注事業は地方獣医師会が主体であり、公益目的事業としての要件を最低限整えなければならない。そこで問題となるのが本部と支部の関係である。本部と支部の関係が位置付けられていれば、支部が狂注事業の委託契約を市町村と締結しても本部の事業としてとらえられるが、本部と支部の関係があいまいな場合、本部の事業と見られない可能性

がある。したがって、本部と支部の関係がどうあるべきか考えなければならない」との発言がされた。

他の委員から、「B獣医師会のケースでは、定款上、支部の位置付けがないのに、狂注事業は支部が行っているということでは、個々の会員が本部と契約を結んだからと言って公益事業の位置付けにはならないのではないか」との発言がなされた。

ウ C獣医師会では、本会と市町村長が契約を締結し狂注事業を実施しているので会計経理をすべて一括で処理している。ただし、昔からの流れで、一つの市だけ個別に契約を結び狂注事業を実施している。

上記の説明に対し、大森委員長から、「一つの市が今回の制度改革において不利益を被ることはないので、この機会にぜひ獣医師会主体の公益事業として行えるよう調整してほしい」との発言がされた。

委員から、「狂注事業を公益事業とするためには、その事業の90%以上について本部が関わっていないと公益事業として認められないのではないか。また、予算上、収支相償をクリアすることは可能だが、実際に収入の50%以上を公益事業に回さなければならぬので2、3年後には無理がでてくるのではないか」との発言がなされた。

大森委員長から、「地方獣医師会が会計経理を含め狂注事業全体を把握し、実施しているのであれば、負担金等で収入に計上し、支出することに説明がつくが、狂注事業に何も関わらずに、収入だけ上げることについては問題と考える。また、厚生労働省から4年前に、狂注事業は自治体と地方獣医師会が協力して行いなさいとの通達があるので、今まで通り地方獣医師会事業としての体制を整えればよいのではないか」との発言がされた。

エ D獣医師会の本部への会費は、開業、公務員も同額であるが、支部会費が異なる。狂注事業ではワクチンを本部で一括購入し、支部に配布する方法をとっている。狂注事業をどうやって公益事業にしていくか大きな課題である。

上記の説明に対し、大森委員長から、「D獣医師会は大きな組織であるので、場合によっては、代議員制をとるのも一案であるが、本部と支部の関係がしっかりしているのであれば代議員制は必要ない。支部においては、支部の権利を確保した上で本部が集約していればよろしいのではないか」との発言がされた。

オ 委員から、どの資料をみても本部と支部の関係は、会計経理の一本化ということが明確になっている。しかしながら、現状をみると会計経理の一本化は難しい。しかしながら支部と本部を切り離すという決断もできない。支部の会計経理の一部が本部と一本化していれば大丈夫なような方法はないだろうか。E獣医師会では本会が市町村と契約を締結し、ワクチン、機材の購入を行い、全ての注射料金を本会の収入に上げ、技術料として支出している。できれば現状をあまり変えることなく、最低限の変更で公益認定を受けることができると考えている。総論で理解していても各論で理解できていないところがあるので実務の具体的な事例を示してほしい。

カ F 獣医師会では、各地区に支部を設けているが、狂注事業については、本部と支部でそれぞれ収支決算を行い、支部から本部に収支を報告する形態をとっていることから狂注事業に関する会計経理は一本化されている。改善点は、各支部ごとに異なった会費を徴収していることで、このことを明確にできれば本部と支部の関係はクリアできる。また、狂注事業は、法に基づいて実施する地方獣医師会の公益目的事業であるという説明ができれば検討しやすいと行政からの助言があった。

キ G 獣医師会では、今月中に認定申請を行う予定である。支部について定款で位置付けし、連結決算を行うこととした。本部から支部に対しては運営資金の名目で経費を支出する。支部では福利厚生部分と狂注事業の選任獣医師の推薦を本部に上げる関わりくらいでしかない。また、狂注事業は規模が大き過ぎるので、単独の事業とはせず、他の公衆衛生関係事業と一緒に位置付けを行った。

ク 本県の地区では、県によって、任意組織としての狂注事業を実施している団体が大きなウエイトを占めているところ、県獣医師会が主に行っているところ、支部が行っているところと様々である。会計経理の一本化が難しいので支部を切り離すための検討を行っているところもあるのが現状。

ケ 大森委員長から、「食鳥検査事業は公益目的事業であると考えるが、公益目的事業に位置付けることに對し課題はあるか」との質疑に対し、委員から、「狂注事業及び食鳥事業といった公益認定に係るものは内閣府の判断であるため、厚生労働省から具体的な動きはない」と回答された。

コ 大森委員長から、「狂注事業に関して、公益認定の要件の中で重要になるのが支出であるが、現実的に支出のどのくらいを占めるのであろうか。狂注事業を公益目的事業にしないと50%の要件をクリアできないところが大半を占めるのではないか。したがって、狂注事業を獣医師会の主体事業であることを明確に位置付けることを踏まえた上でスタートしなければならない」との発言に対し、委員から「狂注事業だけでは支出しきれない。他の事業と抱き合わせて支出する必要があるのではないか」との意見が出された。

サ H 獣医師会は、公益認定を受けるにあたり、本部・支部の問題から手を付けている。最終的に支部組織は廃止できないので存続させることで話を進めているが、そのための条件として、現在ある支部にお金を残さないよう指導している。来年4月1日以降は支部の会計も本部で一括して行うこととしている。また、狂注事業については、今まで支部によってばらばらに行っていたが、今後は、市町村長の委託契約についてH 獣医師会が決定するという前提の基に、例示案を作成し公正取引委員会に持ち込んで協議を行った。その結果、特に公正取引委員会では異論をはさむ余地はないとの話をいただいたことから、ワクチン等について獣医師会が一括購入し、注射料金等も一旦獣医師会に納めてから、各獣医師には源泉徴収を済ませ配分することにした。済証、

鑑札については、一度獣医師会に集めて市町村から納付通知を受けた後、払うことにしている。

上記の説明に対し、大森委員長から「公正取引委員会とも協議をされて大変な努力であったと思う。次回の委員会において、H獣医師会における狂注事業の仕組みと運営について済票、鑑札の交付も含めて説明をお願いしたい」との要望がされた。

シ 大森委員長から、「狂注事業は集合注射、個別注射問わず各市町村長と獣医師会が連携をして実施している事業である。しかし、現在、狂注事業は税務上、一定の対価を得ての医療保健業であり、公益法人が実施している税務上の収益事業との扱いを受けるが、この収益事業は公益認定上の要件を満たしさえすれば、公益目的事業になるということである」との発言に対し、委員から「公益認定申請にあたって、公衆衛生事業の中の一つに狂注事業が存在するという説明をこの事業の始まりから現在に至るまで詳細に行うつもりである。認定等委員会では、この説明と会計を見て判断を下すのであるから、お金の流れを整備すべきである。」との発言がなされた。また、他の委員から「公益認定の勉強会等で、法的な裏付けがあるだけでは認定されない。それが、どれだけ不特定多数に利益があるかを中心に説明しなければならないといわれた」との発言がなされた。

## (2) 本部と支部の関係

事務局から、本部と支部の関係について、資料に沿って説明が行われ協議がなされた。主な質疑等は下記のとおり。

ア 委員から、「支部会計を本部と一括して行うことは、この制度改革があるからではなく、今までもそうしなければならなかったのをやってこなかったということ。体外的には支部があるという表現でいいと思うが、支部の財産を本部の財産目録、貸借対照表に一体的に表記する必要があるから、支部財産を本部が取り込む、取り込まないの話が後々出てくるのではいか」との質疑に対し、事務局から「会計上合算で経理しなさいということであって、支部の財産を本部に取り込むという話ではない」と回答された。

イ 委員から、「いままでも本部と支部の会計は一体的に行うということであれば、本部と支部の共通の会計経理部分については一体的に、支部独自のものは表に出さないで済むのではないか」との発言に対し、大森委員長から「現在のところはっきりしない。ただし、現状、本部と支部という制度をとっている以上、今後、公益認定を受けたとしても本部と支部の制度を堅持したほうがよいのではなか。なぜなら、獣医師会の組織の立場に立って考えた場合、本部と支部の制度を止めるほうのデメリットの方が大きいと考える。本部と支部の制度が堅持できないから一般社団法人へということはいえないのではないか。どうしても切り分けが必要であれば、本部と公益目的事業とは一切関係ない、共益、収益に特化した形の組織があったとしてもいいのではないか。公益目的事業が本部と支部でオーバーラップすることがあれば何らかの形で連結決算方式という形式上の形を取らざるを得ないのではないか。どこかで折衷案があるので

はないかという期待は今後も持てるのではないか」と発言された。

ウ 委員から、「本部で行っている会計処理を支部にやりなさいといっても無理である。本会ではこういった形式で予算決算を行ってくださいといったものを示して、裏づけとなるものだけはちゃんとしておいてくださいという指導を行っている。支部は、共益、福利厚生にかかるものだけが中心で、源泉徴収が必要となってくる研修会・講習会については、計画を本部にあげて、その計画通りに本部で計算してから必要な経費を直接支部に渡すことにしている。それ以外、支部の経理にさわる気はない」との発言に対し、大森委員長から「本部・支部の一体性の確保となると最終連結決算だけでなく当初の事業計画も支部事業という形で本部の事業計画、予算書に計上しなければならない。そうしないと一体性が確保されたということにはならないので、支部の数が多い地方獣医師会においては、支部の再編整備も念頭に入れる必要がある。また、獣医師会の中の支部という位置付けを残し、このことを証明するための最低の条件、そうすることによるデメリットを組織内で検討する必要がある。支部の財産について何らかの形でオープンになることもあるかもしれないが、それは実は現状でも基本的には対応していかなければならないことになっている。支部にとって不利益にはならないように考えることも必要である」と発言された。

## 2 獣医師会組織の基盤強化対策

「獣医師会組織の基盤強化対策」については、本会議終了の時間を大幅に超過したため、次回委員会で検討することとされた。

## VI まとめ

大森委員長から、本日時間が超過して検討できなかった「獣医師会組織の基盤強化対策」については、近々に開催する次回委員会において検討したい。また、本部・支部の関係について引き続き検討を行うとともに、次回委員会では、G獣医師会の認定申請についての経過及びH獣医師会の狂注事業の仕組みと運営について当該委員から説明を願いたい旨の要望が出され、会議を終了した。